

独立行政法人教員研修センターの中期計画

文部科学大臣認可
平成19年3月30日

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

センターは、中期目標に基づき、以下の及びを基本とした別紙1に掲げる各研修を実施する。

なお、各研修の日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

これに加え、以下のの研修として、別紙2に掲げる各研修を実施する。

地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

このほか、からに該当するものであって、別紙以外に、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、各研修毎に、以下のからの方法の中から別紙1及び別紙2に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から

「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

(3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の実施にあたっては、個々の研修内容等を勘案のうえ、以下に示すことについて検討し、各研修の効果的・効率的な実施に適切な方法を導入する。

なお、具体的な方法については、毎事業年度の計画において明確に定める。

毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。

受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。

研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。

受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。

研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。

研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。

研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定す

るとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供

研修講師についての情報提供

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

センターの研修施設・設備の提供

3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（土地借料除く）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。

その際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮するとともに、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の導入等の契約の見直しを行う。

2. 業務運営の点検・評価の実施

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙3のとおり。

2. 収支計画

別紙4のとおり。

3. 資金計画

別紙5のとおり。

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な資産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

別紙6のとおり。

(1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

(3) 学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行うよう見直しを行う。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

(2) 人員に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成22年度人件費について、対平成17年度人件費5%以上の削減を図る。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

常勤職員については、その職員数を大幅に削減する。

(参考1)

- ・ 期初の常勤職員数 50人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 45人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,824百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

3. 中期目標期間を越える債務負担

電子計算機の賃貸借期間、平成19年度から平成23年度にかかる4年間

独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

研 修 事 業 名				
研 修 名	受 講 対 象	研 修 内 容	研修成果の 指標(1)	研修日数・受講者数 (2)
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修				
教職員等中央研修	以下の者であって、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校並びに幼稚園の新任校(園)長、教頭及び教諭 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者	1. 教育改革の動向 2. 学校組織マネジメント 3. 教育指導上の課題 4. 危機管理 5. スクール・コンプライアンス	、	(研修日数) ・校長・教頭等研修 15日間 ・中堅教員研修 25日間 (受講者数) 2,200名 教員研修センター施設による宿泊研修に加え、首都圏及び近畿圏で夏季休業期間中を活用した非宿泊型の研修を開催することにより、段階的に受講者数を増員し(200名)中期目標期間内に受講者数を2,200名とする。
各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修				
事務職員研修	(小・中学校) ・各地域の学校事務の改善充実の取り組みにおいて、中核的な	1. 教育改革の動向 2. 学校組織マネジメント 3. 危機管理	、	(研修日数) 5日間

	役割が期待される事務職員 (高等学校) ・事務長又はそれに準じる者であって、各地域の学校事務の改善充実の取り組みにおいて中核的な役割が期待される者			(受講者数) ・小・中学校 180名 ・高等学校 180名
国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修				
教職員等海外派遣研修	以下の者であって、優れた調査研究課題を有する者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校並びに幼稚園の新任校(園)長、教頭及び教諭 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者	以下に掲げるような内容を含む研修を実施する。 6ヶ月以内コース(英語教育)、3ヶ月以内コース(英語教育) ・英語教育に関する指導方法等についての実践的な研究 ・大学等での専門的な授業、活動への参加 3ヶ月以内コース(国際理解教育) ・派遣国の学校における定期的・継続的な授業の実践 ・教育制度等に関する情報収集・意見交換(教育関係機関等の訪問) ・当該国の社会状況の体験・情報収集(社会活動等への参加) ・大学等での専門的な授業、交流活動への参加	、 、 なお、研修受講後の研修成果の還元状況を把握し、効果の検証を厳密に行う。	(研修日数) ・6ヶ月以内 ・3ヶ月以内 (受講者数) 100名

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

研 修 事 業 名				
研 修 名	受 講 対 象	研 修 内 容	研修成果の 指標(1)	研修日数・受講者数 (2)
各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修				
学校組織マネジメント指導者養成研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる	<p>校長のリーダーシップの下、教職員が個々の得意分野を活かし、学校が組織として力を発揮することにより、学校教育の一層の充実・発展を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメントを効果的に機能させた学校の取組事例に関する研究協議 ・組織マネジメントの発想を活かした学校経営計画の作成に関する演習 ・文部科学省が作成したモデル・カリキュラムを活かした研修の企画・立案のための研究協議 	、	<p>(研修日数) 5日間</p> <p>(受講者数) 220名</p>
指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修				
指導力向上指導者養成研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者	<p>教科に対する専門的知識の不足や児童生徒と適切な関係を構築できない指導力不足教員に対し、指導力の回復・向上を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導力に問題が生じている教員に対応する研修体制の整備に関する研究協議 ・指導力不足教員に対応した個別研修プログラムの作成に関する研究協議 	、	<p>(研修日数) 3日間</p> <p>(受講者数) 110名</p>

		・指導力不足教員の処遇と対応の在り方に関する研究協議		
各地域において学校評価を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修				
学校評価指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>学校が自律的・継続的に教育活動の改善等を行っていくため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価における教育目標や評価項目の設定の仕方に関する事例発表、研究協議、演習 ・学校評価のプロセスに関する事例発表、研究協議、演習 ・文部科学省の実践事業等で得た問題点・成功例に関する事例発表、研究協議、演習 	、	<p>(研修日数) 4日間</p> <p>(受講者数) 220名</p>
特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修				
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>教育課程の開発・経営力の向上を図り教育の充実を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム・マネジメントに関する意識向上のための校内研修と組織作りに関する演習 ・教育課程の自己点検・自己評価に関する演習 	、	<p>(研修日数) 5日間</p> <p>(受講者数) 160名</p>
児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修				
国語力向上指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びに 	<p>学校全体での教育活動を通じて、児童生徒に読解力や表現力などの国語力を向上させるため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、</p>	、	<p>(研修日数) 3日間</p>

	<p>これに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科等が担う国語力の育成のための演習 ・学校生活全体を通じた言語活動の適正化に関する演習 ・学校全体における国語力向上を目指すカリキュラム作成に関する演習 		<p>(受講者数)</p> <p>440名</p> <p>(平成20年度からは220名とする)</p>
<p>道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>道徳教育指導者養成研修</p>	<p>中央で行う研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 <p>地区別で行う研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>児童生徒に生命を大切に作る心や規範意識をはぐくむため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <p>なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となるなど、連携を図りながら計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さ、規範意識の向上など児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習 ・道徳的価値の自覚が一層図られるような体験活動の活用に関する演習 ・学校全体で取り組む道徳教育の推進に関する演習 	、	<p>(研修日数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央 5日間 ・地区別 3日間 <p>(受講者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央 220名 ・地区別 660名
<p>環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p>				
<p>環境教育指導者養成研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>児童生徒が環境への理解を深め、環境を大切に作る態度を身につけられるよう以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連持続可能な開発のための教育の10 	、	<p>(研修日数)</p> <p>4日間</p> <p>(受講者数)</p> <p>110名</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 年」に関連する環境教育を題材にした演習 ・NPO 等外部との連携や外部資源の活用の在り方に関する演習 ・研修プログラム作成・評価に関する演習 ・各県等における環境教育推進方策についての立案を中心とした演習 		
生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修				
生徒指導指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>問題行動等への予防や解決と児童生徒の健全育成を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、暴力行為、不登校などの問題行動等に適切に対応するための生徒指導体制づくりに関する研究協議・演習 ・児童虐待・犯罪被害への対応等、生徒指導にかかわる今日的諸課題に関する研究協議・演習 ・規範意識をはぐくむ生徒指導の在り方、危機管理体制の在り方等、今日的な生徒指導の進め方に関する演習 	、	<p>(研修日数) 16日間</p> <p>(受講者数) 110名</p>
人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修				
人権教育指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>児童生徒に人権を尊重する態度を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外における人権教育をめぐる動向についての研究協議 ・人権教育を推進するための効果的な指導方法等に関する演習 ・「人権教育の指導方法等の在り方について 	、	<p>(研修日数) 3日間</p> <p>(受講者数) 110名</p>

		(第二次とりまとめ)」を踏まえた人権教育推進のための演習		
キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修				
キャリア教育指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>児童生徒に職業観、勤労観を身に付けさせ、主体的な進路選択等の能力を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の発達段階に応じた取組に関する演習 キャリア・カウンセリング能力を高めることによる児童生徒一人ひとりに応じた指導に関する演習 学校全体でのキャリア教育推進のための体制の構築に関する演習 	、	(研修日数) 5日間 (受講者数) 220名
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修				
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>児童に英語活動等を通じ、異文化だけでなく、自国の文化への理解を深め、広い視野を持たせるなどのため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語活動等国際理解活動の趣旨・在り方に関する研究協議 各地域における英語活動等国際理解活動の推進に関する演習 指導方法に関する演習(授業の構成、教材作成の方法、視聴覚教材やICTの活用方策、チームティーチングの進め方) ALTや地域人材との連携に関する演習 	、	(研修日数) 5日間 (受講者数) 220名

外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修				
外国語指導助手研修	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省、外務省、文部科学省の協力の下に実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手 	<p>受講者が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本における外国語教育の現状と課題等に関するシンポジウム ・ティームティーチングの在り方、国際理解教育の在り方に関する指導助言の方法についての研究協議 		<p>(研修日数) 2日間</p> <p>(受講者数) 4,000名</p>
外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修				
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>外国人児童生徒等に対する適切な適応指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導や学校の受入体制を整備するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校全体での外国人児童生徒等の受入れ、指導(支援)体制作りに関する演習 ・学校外の機関との連携体制作りに関する演習 ・外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議(JSLカリキュラム、外国人児童生徒の生活背景や学習経験等を踏まえた指導方法) 	、	<p>(研修日数) 4日間</p> <p>(受講者数) 110名</p>
認定こども園(幼稚園)において子育て支援を推進するための指導者の養成を目的とした研修				
子育て支援指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 中央で行う研修 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>家庭や地域社会の教育力の向上や、地域の子育て支援機能の充実のため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各認定こども園等への指導・助言等を行うために必要な知識等</p>	、	<p>(研修日数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央 5日間 ・地区別 3日間 <p>(受講者数)</p>

	<p>地区別で行う研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・認定こども園・幼稚園の園長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>を修得させる。</p> <p>なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となるなど、連携を図りながら計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する現状と課題理解のための研究協議 ・子どもの発達や子育て支援に関する知識・技能を修得するための演習 		<ul style="list-style-type: none"> ・中央 60名 ・地区別 110名 <p>(地区別研修については平成20年度以降に実施)</p>
子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修				
子どもの体力向上指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>子どもの体力の向上を図るため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方に関する演習 ・運動の意欲を高めるための学習指導の在り方に関する演習 ・各地域での実践事例を基にした研究協議 	、	<p>(研修日数) 4日間</p> <p>(受講者数) 830名</p>
児童生徒の現代的健康課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修				
健康教育指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、教頭、教諭及び養護教諭であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>児童生徒をめぐる心身の健康課題に対応するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻化する子どもの心身の健康課題に関する知識を修得するための演習 ・医療機関や保健所などの地域の関係機関等との連携・協力に関する演習 ・学校全体で健康教育を取り組むための体制整備や保健教育を通して主体的に健康づくりができる子どもたちを育成する教育内容 	、	<p>(研修日数) 5日間</p> <p>(受講者数) 330名</p>

		の演習		
各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修				
学校安全指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 	<p>児童生徒に自らが、危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けさせ、安全な生活をおくるための生活安全（防犯を含む）、交通安全、災害安全に関する知識等を習得できるようにするため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険予測・危険回避能力の育成の学習に関する演習 危機管理マニュアルの作成やその活用、地域との連携なども含めた安全管理の方法・指導に関する演習 	、	<p>（研修日数） 3日間</p> <p>（受講者数） 160名</p>
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修				
食育指導者養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の校長、教頭、教諭、栄養教諭及び学校栄養職員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>児童生徒に対し、食に関する正しい知識を身に付けさせることや望ましい食習慣を育成するため、以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が、各地域で行われる研修の講師等や各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校全体での食育を進めるための全体計画の作成 栄養教諭の専門性を生かした教育指導の在り方に関する演習 食育を進めるための連携・調整の在り方に関する研究協議 	、	<p>（研修日数） 4日間</p> <p>（受講者数） 170名</p>
教育課題研修指導者海外派遣プログラム				
教育課題研修指導者	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市 	教育現場が抱える重要な教育課題について、	、	（研修日数）

海外派遣プログラム	<p>教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにこれに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校並びに幼稚園の校（園）長及び教員であって、各地域で実施する研修の講師等となる者 	<p>先進的な取り組みがなされている諸外国において、以下の活動を通して指導内容や指導方法を学ぶことにより、各地域が実施する研修等の充実に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育関係機関等を訪問し、派遣先国の先進的取組についての情報収集等を行う。 ・ 学校を訪問し、教職員との意見交換等を行う。 <p>なお、研修日数、受講者数、派遣テーマについては、毎事業年度、各地域のニーズを踏まえつつ、有識者の協力を得て年度計画において明確に定める。</p>	<p>2週間</p> <p>(受講者数)</p> <p>500名</p>
-----------	--	--	--------------------------------------

- (1) 研修成果の目標の欄にある から までの数字は、中期計画本文中、 1.(2) の から までの数字にそれぞれ該当する。
- (2) 研修日数・受講者数については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

(内容等)

本研修は、本来、地方公共団体で実施されるべきではあるが、地方公共団体において受講者の量的確保や質の維持向上が困難なものについて、地方公共団体からの委託等により例外的に次の から の研修に限定し実施する。

また、実施にあたっては、中期目標に示された廃止等の基準を適用する。

なお、毎事業年度の各研修の日数、人数等については、年度計画で定める。

産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

(研修名) 産業・理科教育教員派遣研修

(派遣研修のテーマの例)

物質材料工学、エネルギー工学、エレクトロニクス、生命科学研究、海洋科学研究

産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

(研修名) 産業・情報技術等指導者養成研修

(研修分野) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、情報技術、その他

産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

(研修名) 産業教育実習助手研修

(研修分野) 農業、工業、水産

(研修成果の指標) [は、中期計画本文中の 1.(2)の に該当する。]

(備考)

研修に必要な経費については、平成22年度までに派遣者の全額負担を導入する。また、派遣者が負担する研修費は、センターにおいて預り金として計上する。

中 期 計 画 予 算
平成19年度～平成22年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5,589
施設整備費補助金	768
自己収入	575
計	6,932
支 出	
一般管理費	1,313
業務経費	3,027
人件費	1,824
施設整備費	768
計	6,932

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) + L(y) + F(y) + (y) - C(y)$$

B(y)：当該事業年度における運営費交付金

一般管理費

$$I(y) = I(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

I(y)：当該事業年度における一般管理費

I(y-1)：直前の事業年度におけるI(y)

：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

：一般管理費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

業務経費

$$L(y) = L(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

L(y) : 当該事業年度における業務経費

L(y - 1) : 直前の事業年度における L(y)

: 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 業務経費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

人件費

$$F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

F(y) : 当該事業年度における人件費

F(y - 1) : 直前の事業年度における F(y)

: 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

特殊要因等経費 (y)

各事業年度に想定される退職手当及び本部用地借料並びに事故発生等不測の事由により時限的に発生する経費であって、各事業年度の予算編成過程において、具体的に決定。

自己収入

$$C(y) = C(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

C(y) : 当該事業年度における自己収入の見積額

C(y - 1) : 直前の事業年度における C(y)

: 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響額を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

: 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

・ 運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算

一般管理費効率化係数	3 %	(0.970)
業務経費効率化係数	2 %	(0.980)
人件費効率化係数	1.6666 %	(0.983334)
人件費調整係数	± 0 %	(1.000)
消費者物価指数	± 0 %	(1.000)
業務政策係数	± 0 %	(1.000)
収入調整係数	± 0 %	(1.000)
自己収入政策係数	+ 1 %	(1.010)

・ 特殊要因等経費については、平成 19 年度分の退職手当及び本部用地借料の予定額を計上している。

・ 施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定されている本部用地購入、施設・設備改修（更新）等についての試算である。

(別紙4)

収 支 計 画
平成19年度～平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	6,380
一般管理費	1,529
業務経費	3,027
人件費	1,824
収益の部	6,380
運営費交付金収益	5,589
自己収入	575
資産見返運営費交付金戻入	216

(別紙5)

資 金 計 画

平成19年度～平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	6,932
業務活動による支出	6,164
投資活動による支出	768
資金収入	6,932
業務活動による収入	6,164
運営費交付金による収入	5,589
自己収入	575
投資活動による収入	768
施設整備費補助金による収入	768

施設・設備に関する計画
平成19年度～平成22年度

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
本部用地購入費	743	施設整備費補助金
本部施設等施設整備	25	
計	768	

【注記】

なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。